

平成 25 年 10 月 7 日

国境離島に関するいくつかの問題

I. 尖閣諸島問題

1 中国の海洋戦略

南シナ海での行動

東シナ海の現状と展望

2 尖閣諸島防衛

法律上の課題

防衛体制の確立

自衛隊法

(昭和二十九年六月九日法律第百六十五号)

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動

3 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」と

いう。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

自衛権発動の要件

憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力の行使については、政府は、従来から、

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
 - ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
 - ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
- という三要件に該当する場合に限られると解している。

集団的自衛権・個別的自衛権・集団安全保障
平時において自衛権が行使できる体制づくりを

海上保安庁法

（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第一条 海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の管理する外局として海上保安庁を置く。

○2 河川の口にある港と河川との境界は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条の規定に基づく政令で定めるところによる。

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令の海上における励行に関すること。
- 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。
- 三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること。
- 四 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。

- 五 船舶交通の障害の除去に関すること。
- 六 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- 七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関すること。
- 八 航法及び船舶交通に関する信号に関すること。
- 九 港則に関すること。
- 十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。
- 十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に関すること。
- 十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。
- 十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。
- 十四 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関すること。
- 十五 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。
- 十六 海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること。
- 十七 留置業務に関すること。
- 十八 国際捜査共助に関すること。
- 十九 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。
- 二十 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関すること。
- 二十一 水路の測量及び海象の観測に関すること。
- 二十二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関すること。
- 二十三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。
- 二十四 灯台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関すること。
- 二十五 灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。
- 二十六 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。
- 二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十九 所掌事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に関すること。
- 三十 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関すること。
- 三十一 前各号に掲げるもののほか、第二条第一項に規定する事務

II. 沖ノ鳥島問題

1 中国、韓国からの口上書

2 日本の国益

領土・領海・排他的経済水域・大陸棚
資源・漁業・海洋エネルギー・管轄権
安全保障

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）
昭和五十七年十二月十日 モンテゴ・ベイで作成
平成六年十一月十六日 効力発生

第二百一十一条 島の制度

- 1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
- 2 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。
- 3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

条約の解釈と政府の立場

国連海洋法会議における合意プロセス
経済的生活を維持する岩として開発投資を

III. 対馬問題

国として本格的な実態調査を行い、言われているような実態がどうなのか、一体それは何が問題なのか、国としての対応は何か、ということを作業することが、先決ではないか。

離島振興対策
対馬対策